

法務省のホームページを見ると、2018年1月16日に開催された法制審議会民法（相続関係）部会第26回会議において、3年間にわたり審議されてきた「民法（相続関係）に関する要綱案」が全会一致により決定されたことが広報されている。日本経済新聞は2月10日の朝刊で、民法の相続に関する改正案が3月上旬に今通常国会に提出され、2019年に施行される見込みであると報じている。「民法（相続関係）に関する要綱案」には20ページにわたる詳細な記載がなされているが、大きく①相続人がそれぞれ相続を主張し、残された配偶者が居住の継続に支障が生じないように、配偶者の居住権を保護するための方策、②配偶者保護のための持ち戻し免除の意思表示の推定規定を設ける遺産分割に関する見直し、③自筆証書遺言の方式緩和等を内容とする遺言制度に関する見直し、④遺留分減殺請求権を遺留分侵害額請求権として権利を金銭債権化する遺留分制度に関する見直し、⑤法定相続分を超える部分の第三者対抗要件を設ける相続の効力等に関する見直し、⑥相続人以外の親族が被相続人の財産の維持又は増価について特別の寄与をした場合の貢献を考慮するための方策の6項目が柱になっている。ここではどのようなテーマが改正内容になるのか、その改正の大きな目的のみを紹介しておくことにしよう（法的性質についての理解のためには別途膨大な検証・研究が必要である）。

（図表）民法（相続関係）等の改正に関する要綱案

<p>①配偶者の居住権の保護</p>	<p>(i) 配偶者の居住権を短期的に保護するため、配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合において、その居住していた建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産を分割すべきときは、遺産の分割により居住中建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、居住建物の所有権を相続した者に対し、居住建物を無償で使用する権利を有する。</p> <p>(ii) 配偶者の居住権を長期的に保護するため、配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされた時等はその居住していた建物の全部について無償で使用及び収益をする権利を取得する（配偶者が配偶者居住権を取得した場合には、その財産的価値に相当する価額を相続したものと扱う）。</p>
<p>②遺産分割に関する見直し</p>	<p>婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（配偶者居住権を含む。）について、遺贈又は贈与をしたときは、民法903条の持ち戻し免除の意思表示があったものと推定する。</p>
<p>③遺言制度に関する見直し</p>	<p>自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。</p>
<p>④遺留分制度に関する見直し</p>	<p>遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。遺留分侵害額請求権は、現行法の遺留分減殺請求権と同様に形成権であることを前提に、その権利の行使により遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生する（注1）。</p>

⑤相続の効力等	相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない
⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増価について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続を放棄した者、相続人の欠格事由に該当する者及び廃除をされた者を除く。いか「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができる（注2）。

（注1）相続法によると、遺言がある場合、それに基づいて遺産を分けるのが基本。ただし法定相続人には最低限の権利が保障されており、これを遺留分という。遺留分の割合は相続人の構成によるが、多くの場合、法定相続分の半分。故人の配偶者の場合、法定相続分は全財産の2分の1なので、遺留分は「4分の1」ということになる。権利を侵された人が遺留分を取り戻す請求（遺留分減殺請求）を相手方に申し立てると、すべての財産が相続人による共有状態になり、共有物分割訴訟になるため、法改正では遺留分に満たない分は現金（金銭債権）で受け取れることにする遺留分侵害額請求権制度を設ける。

（注2）現行民法に、共同相続人が被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の量要介護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増価につき特別の寄与をした場合、相続財産からこれを控除し、寄与者の相続分に加える寄与分の制度がある（904条の2）

（荒井 俊行）